

【書類名】 証明請求書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【証明に係る事項】
(【利害関係を有する事由】)
【交付方法】
【請求部数】
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
(【提出物件の目録】)

(四)

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【証明に係る事項】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」のように記載し、「【証明に係る書類名】」の欄を設けて、記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と記載する。また、記録されている特定の書類の証明を請求するときは「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「
「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記載する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。
 - ロ 特許願の「出願日」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項の

証明を求める場合は、「【証明に係る事項】」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」のように証明に必要なものを記載する。

- 4 「【利害関係を有する事由】」の欄には、証明を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する仮通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許出願人」「特許出願の差押債権者」「特許出願人〇〇の破産管財人」のように記載する。
- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、証明書の交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。
- 7 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限り）により手数料を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」に納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 証明を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 9 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から12まで及び22、24から26と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。